

# 一般廃棄物収集運搬業実績報告書の訂正等に関する事務取扱要領

## 1 目的

この要領は、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則第12条に定める一般廃棄物収集運搬業実績報告書の訂正とそれに伴う事業系一般廃棄物多量排出事業者及び事業系一般廃棄物準多量排出事業者の認定等に関する事務取扱の要領を定めるものとする。

## 2 訂正方法

一般廃棄物収集運搬業実績報告書の訂正を要する収集運搬業者は、排出事業者ごとに第1号様式「一般廃棄物収集運搬業実績報告書訂正願」（以下「訂正願」という。）を市長に提出するものとする。

## 3 訂正願の受理

市長は、収集運搬業者から訂正願が提出された場合は、訂正願の必要事項が記入されていることを確認したうえで受理するものとする。

## 4 排出事業者への通知

訂正願の提出により事業系一般廃棄物多量排出事業者等に関する事業系一般廃棄物の減量化・再資源化等指導要綱2及び5の規定による事業系一般廃棄物多量排出事業者及び事業系一般廃棄物準多量排出事業者の認定等が生じた場合は、排出事業者にその旨を通知するものとする。

## 5 所管

本要領の所管は、環境局生活環境部減量推進課とする。

### 附則

#### （施行期日）

この要領は、平成18年9月20日から施行する。

### 附則

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

一般廃棄物収集運搬業実績報告書訂正願

年 月 日

(あて先) 川崎市長

〒

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

許可番号 第 号

川崎市長あてに報告した 年分の一般廃棄物収集運搬業実績報告書について、次のとおり報告内容の訂正をお願いします。また、今後このような間違いが無いよう注意し、正確な報告ができるよう改善します。

1 訂正内容 川崎市施設焼却量

認定番号	排出事業所名											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
報告書記載量 (kg/月)												
訂正後報告量 (kg/月)												

2 誤報告理由

3 再発防止対策